制定 令和4年6月

(設置)

第1条 この内規は、大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校「人を対象とする研究」 倫理基準(以下「倫理基準」という。)第6条第1項の規定に基づき、大阪公立大学都市科学・ 防災研究センター(以下「研究センター」という。)に設置する研究倫理委員会(以下「委員 会」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 委員会は、次の各号に挙げる委員で構成する。
  - (1) 研究センター所長
  - (2) 研究センター副所長
  - (3) 研究センター専任研究員
  - (4) その他研究センター所長が指名した者

(任期)

第3条 前条第3号に挙げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

- 第4条 委員会には委員長を置く。
- 2 委員長は、研究センター所長をもってあてる。
- 3 委員長は、会議を招集し、議長となる。
- 4 委員長がその職務を務めることができない場合には、委員長の指名により委員長代理を置き、委員長に代わって委員会を招集し議長となることができる。

(議事)

- 第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。
- 2 委員が申請者である場合は、審査に加わることができない。
- 3 前項により審査に加わることのできない委員は、第1項の定足数に含めない。
- 4 申請者は、審査に先立って、委員会に申請内容を説明するとともに、意見を述べることができる。

## (審査対象および審査の観点)

- 第6条 委員会は次に挙げる研究員が行う倫理基準第1条に規定する「人を対象とする研究」に 関し、当該研究員からの申請に基づき実施計画の内容が倫理基準に合致し、かつ、倫理的及び 社会的に適切なものであるか否かを審査する。
  - (1) 研究センター専任研究員
  - (2) 研究センター特任研究員
  - (3) 研究センター兼任研究員
  - (4) 研究センター客員研究員
  - (5) 研究センター特別研究員
- 2 審査を行うに当たっては、次の各号に挙げる観点に留意しなければならない。
  - (1) 研究等の対象となる個人の人権の擁護
  - (2) 研究等の対象となる個人に理解を求め同意を得る方法
  - (3) 研究によって生ずる個人の不利益並びに危険性及び研究上の貢献の予測

## (判定)

- 第7条 審査の判定は、審査に加わった委員の3分の2以上の合意によるものとし、次の各号に 挙げる表示により行う。
  - (1) 承認
  - (2) 条件付承認
  - (3) 変更の勧告
  - (4) 不承認
  - (5) 非該当
- 2 審査経過及び判定内容は記録し、保存するが、公表はしない。ただし、委員会が特に必要と 認め、申請者及び個人の同意を得た場合は、審査経過及び判定内容の一部あるいは全部を公表 することができる。

## (申請手続き)

第8条 申請者は、別に定める様式に必要事項を記入した「申請書」及び審査対象となる研究の 概要がわかる「研究計画書」等を委員長に提出するものとする。

## (審查結果)

- 第9条 委員長は、委員会の終了後速やかに審査結果を申請者に通知しなければならない。
- 2 前項の通知をするに当たり、判定内容が第7条第1項第2号から第5号の一つに該当する場合は、その理由を記入しなければならない。
- 3 申請者は、判定内容に異議のあるときは、委員長に再度の審査を請求できるものとする。

(研究計画の変更)

- 第 10 条 申請者は、承認された研究計画を変更しようとするときは、遅滞なく委員長に届け出 なければならない。
- 2 委員長は、前項の届出について、必要があると認めるときは、変更後の研究計画に関して、 改めて審査を行う。

(意見の聴取)

第11条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その者の意見を聞くことができる。

(委員会の事務)

第12条 委員会に関する事務は、事務局学術研究支援部社会連携課において行う。

(雑則)

第 13 条 この内規に定めるもののほか、この内規を実施するために必要な事項は、委員会が定める。

附則

この内規は、令和4年6月1日から施行する。